

第一百五十九回

参議院内閣委員会議録第七号

平成十六年四月一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月一日

辞任

閑口 昌一君

補欠選任

愛知 治郎君

出席者は左のとおり。

委員長

築瀬 進君

理事

仲道 俊哉君

西銘順志郎君

森田 次夫君

神本美恵子君

吉川 春子君

愛知 治郎君

岡田 広君

竹山 裕君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

松井 孝治君

魚住裕一郎君

小林美恵子君

黒岩 宇洋君

○委員長(築瀬進君) 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、運転者対策の推進を図るために規制を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたしました。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、閑口昌一君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君が選任されました。

○理事の辞任及び補欠選任の件

○理事の異動に付した案件

第一回 内閣委員会議録第七号

平成十六年四月一日

【参議院】

第一回 内閣委員会議録第七号

平成十六年四月一日

【参議院】

情勢にかんがみ、放置違反金制度の新設、放置車両の確認等の民間委託その他の違法駐車対策の推進を図るための規定の整備を行うとともに、運転者対策の推進を図るために規制を整備すること等をその内容としております。

整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その一は、共同危険行為等の禁止の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その二は、騒音運転等及び消音器不備に対する罰則規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その三は、大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その四は、大型自動二輪車等の運転者の義務に関する規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その五は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その六は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その七は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その八は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その九は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十一は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十二は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十三は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十四は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十五は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十六は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十七は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十八は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その十九は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その二十は、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その廿一是、その他の規定の整備であります。

○委員長(築瀬進君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

その廿二是、暴走族対策の推進を図るために規定の整備であります。

第三回 内閣委員会議録第七号

平成十六年四月一日

【参議院】

第一回 内閣委員会議録第七号

平成十六年四月一日

【参議院】

一項第三号】を【第一百十九条の四第一項第三号】

等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と

第五十一條の「第六項中「所有者等」を「使用者等」に改める。

第五十一条第一項中「とき又は」を「とき、又

のは「第一二十四項において読み替えて準用す

から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、運転者対策の推進を図るための規定については公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

本日はこれにて散会い
午前十時六分散会

三月三十日日本委員会に左の案件が付託された
一、道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

第一条 這路名道沿(昭和三一五)立淨御第日正号

第四十四条及び第四十五条の付記

九条の二第一項第一号を「第一百十九条

項第一号】に、第一百十九条の三第一項

第一回　力爭の四第一功第一号

第四号二「第一百十九条の四第一項第四

〔第一百十九条の二第一項第一号〕を〔第一

の三第一項第一号に改める。

第四十ハ祭の作詞中「第百」力祭の

「第十九条の三第一項第一号」
〔第三〕

の四第一項第一号に改める。

第四十九条の二の付記中 第百十九

項第三号」を「第一百十九条の四第一項第三号」改める。

第五十一条第一項中「とき又は」を「とき、又は」に、「場合」という「を「場合」と総称する」に改め、同条第三項中「所有者又は使用者」を「使用者等」に、「執つた」及び「採つた」を「とつた」に改め、「執つた」を「とつた」に改め、同条第六項中「採り」を「とり」に改め、同条第二十一項中「から第十九項まで」に「第十項及び第十一項から第二十一項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他の当該積載物に係る者は「所有者、占有者その他の当該車両を所有者等に返還するため政令で定める必要な措置を講じ」及び後段削り、同条第二十一項中「から第十九項まで」に「第十項及び第十一項から第二十一項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他の当該車両を所有者等に返還するため政令で定める必要な措置を講じ」及び後段削り、同条第二十一項中「から第十九項まで」に「第十項及び第十一項から第二十一項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他の当該積載物に係る者は「所有者等」という。」と「第十二項中「前項」とあるのは「第十四項において読み替えて準用する第十項」と、「第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十四項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、第十三項中「前二項」とあるのは「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、第十四項中「第十一項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十四項において読み替えて準用する第十項の規定による告知の日若しくは手数」と、第十七項中「第二項、第六項又は第八項から第十三項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項の規定による」と、「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十八項中「運転者

等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と
第二十二項中「第十一項の規定による」とある
のは「第十四項において読み替えて準用する
る第十項の規定による当該積載物の所有者に
対する」と読み替えるものとする。

第五十一条第二十一項を同条第二十四項と
し、同条第二十項中「第十一項」を「第十四項
に、「第十一項」を「十五項」に改め、同項を同
条第二十三項とし、同条第十九項中「第十項後
段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十
一項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同
項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「又
は」を「又は」に改め、同項を同条第二十一項
とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条
第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中
「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第
十八項とし、同条第十四項中「第十項まで」を
「第十三項まで」に、「所有者等」を「使用者等」に
改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項
中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第
十六項とし、同条第十二項を同条第十五項と
し、同条第十一項中「前項後段」を「第十一項の
規定による告知の日又は第十二項」に、「三月
を「一月」に改め、同項を同条第十四項とし、同
條第十項の次に次の三項を加える。

12 警察署長は、前項の場合において、当該車
両の使用者の氏名及び住所を知ることができ
ないときは、政令で定めるところにより、当
該車両の保管の場所その他の政令で定める事
項を公示しなければならない。
前三項に定めるもののほか、第九項の規定
により保管した車両の返還に関し必要な事項
は、政令で定める。

第五十一条の四)」を「第九節(停車及び駐車)」、第五十四条第一項(違法駐車)を「第九節(違法駐車)」に改める。
第五十七条第四項中「第九節まで」を「第九節の二まで」に改める。
第五十条の二の前に次の節名を付する。
第九節の二 違法停車及び違法駐車に
対する措置

条第十九項とし、同条第一十三項中「第十四項を「第十一項」に、「第十五項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「第九項、第十項及び第十二項から第二十一項まで」を「第六項、第七項及び第九項から第十九項まで」に、「第九項の規定」を「第六項の規定」に、「第十項中」を「第七項中」に、「第十二項中」を「第九項中」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項及び」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項及び」に、「第十三項中」を「第十項中」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項」に、「第十四項中「第十一項」を「第十一項中「第十八項」に、「又は第二十四項において読み替えて準用する第十項」を「又は第二十一項において読み替えて準用する第七項」に、「第十七項」を「第十四項」に、「第六項又は第八項から第十三項まで」を「第三項又は第五項から第十項まで」に、「第二十四項において準用する第九項、第十項、第十二項又は第十三項」を「第二十一項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項」に、「運転者等又は使用者等」という。」に、「第十八項」を「第十五項」に、「第二十二項中「第十一項を第十九項中「第八項」に、「第二十四項において読み替えて準用する第十項の」を「第二十一項において読み替えて準用する第七項の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条の付記中「第五項については第二百二十二条第一項第九号」を削る。

第五十一条の二第一項中「この条」の下に「及び第五十二条の四」を加える。

第五十二条の三第一項中「第五十一条第八項及び第九項同条第二十四項」を「第五十一条第八項五項及び第六項同条第二十一項」に、「同条第十一項」を「同条第五項」に改め、同条第十項中「第十一項から第二十項後半」を「第二十項から第二十一項」に改め、同条第十項から第十七項まで、第二十項後半

段、第二十一項及び第二十二項を「第五十一条第七項から第十四項まで、第十七項後段、第八項及び第十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十一項」に、「第二十三項」を「第一項」に、「同条第十七項」を「同条第十四項」に、「第六項又は第八項」を「第三項又は第五項」に、「第八項」を「第五項」に、「同条第十七項後段」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十項」に改め、同条第十一項中「第五十二条第十四項及び第十五項(同条第二十四項)を「第五十二条第十一項及び第十二項(同条第二十一項)に改める。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による命令(以下「納付命令」という。)は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面(以下この項及び第九項において「弁明書」という。)及び有利な証拠を提出する機会を与えるなければならない。

一 当該納付命令の原因となる事実

二 弁明書の提出先及び提出期限

7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から一週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。

13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納处分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県

16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。

17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。

18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

（罰則 第二項については第二百二十二条第一項第九号）

第三章第九節の二中第五十二条の四の次に次の十一条を加える。

（報告徴収等）

第五十五条の五 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（罰則 第一項については第二百十九条の四第一項第五号、第二百二十三条）

第五十五条の六 公安委員会は、納付命令をし

たとき、第五十五条の四第十三項の規定による督促をしたとき、又は同条第十六項の規定により納付命令を取り消したときその他の當該納付命令の原因となつた車両の使用者について内閣府令で定める事由が生じたときは、その旨、當該使用者の氏名及び住所、當該車両の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、放置車両に関する措置の適正を図るため、當該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

2 国家公安委員会は、前項前段の規定により、督促をした旨の報告を受けたときは、当該報告に係る事項（内閣府令で定めるものに限る。）を国土交通大臣等（国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は軽自動車検査協会（道路運送車両法第五章の二）の規定により設立された軽自動車検査協会をいう。）を通じて同じく登録するものとする。当該督促に係る納付命令を取り消した旨の報告を受けたときは、同様とする。

（放置違反金等の納付等を証する書面の提示）

第五十五条の七 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、その自動車（同法第五十八条第一項に規定する自動車をいう。）が最後に同法第六十条第一項若しくは第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に第五十二条の四第十三項の規定による督促（当該自動車が原因となつた納付命令（同条第十六条の規定により取り消されたものを除く。）に係るものに限る。）を受けたことのあるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の執行のため役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。（のうちに次のいずれかに該当する者のある法人）

（二）役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちには、（のうちに次のいずれかに該当する者のある法人）

（イ）未成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（ロ）禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十一条の三第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

下「旧法大型仮免許」という。)及び同項の普通自動車仮免許(以下「旧法普通仮免許」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第四条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第八十四条第三項の大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、同項の中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、同項の普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、同條第四項の大型自動車第二種免許(以下「普通第一種免許」という。)、同條第五項の大型自動車第三条の中型自動車(以下「中型自動車」という。)が旧法第三条の普通自動車(以下「旧法普通自動車」という。)に相当するものに限定されるもの、新法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車(以下「車」という。)に相当するものに限定されるもの、新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車について当該規定に相当する限定がされている普通免許

自動車が普通自動車に相当するものに限定されているもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車について、当該規定に相当する限定がされている普通第二種免許

八 旧法大型仮免許 大型仮免許

九 旧法普通仮免許 普通仮免許

旧法附則第三条第一項の規定により同項に規定する者(同条第二項に規定する審査に合格しなかつた者に限る)が受けたものとみなされる旧法普通免許又は旧法附則第五条第一項前段の規定により同項前段に規定する者(同条第一項に規定する審査に合格しなかつた者に限る)が受けた旧法普通免許新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が旧法附則第一条の規定による廃止前の道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)の規定による小型自動四輪車に相当するものに限定されている普通免許

十 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十六号。以下この条及び附則第十五条において「昭和四十年改正法」という。)附則第一条第三項の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車に限られている旧法普通免許 新法第九十二条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車及び軽自動車に限定されている普通免許

十一 昭和四十年改正法附則第五条第三項の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による軽自動車に限られている旧法普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定によることで、軽自動車に限定されている普通免許

十二 昭和四十年改正法附則第二条第三項の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車に限られている旧法普通第一種免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車及び軽自動車に限定されている普通第二種免許

第七条 第四条の規定の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

- 一 旧法大型免許 大型免許
- 二 旧法普通免許 普通免許
- 三 旧法大型第二種免許 大型第二種免許
- 四 旧法普通第二種免許 普通第二種免許
- 五 旧法大型仮免許 大型仮免許
- 六 旧法普通仮免許 普通仮免許

第八条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定により旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許についてした処分、手続その他の行為は、新法の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第九条 第四条の規定の施行の際現に附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び次条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者は、新法第七十七条の五第一項及び第八十五条第七項の規定の適用については、普通免許を受けた者とみなす。

第十条 第四条の規定の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第六条第一号から第八号までに掲げる区分に応じ、当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第十一條 附則第六条の規定により大型免許とみなされる旧法大型免許を受けている者及び前条件の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条规定の第一項第一号及び第九十六条第二項の規定の適用については、新法第八十八条第一項第一号中「二十一歳」とあるのは「二十歳」と、新法第九十六条第二項中「三年」とあるのは「二年」とする。

請とみなされる旧法大型免許の申請をしている者については、新法第九十六条の二及び第九十九条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例

第十七条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部を次める。

号」に改め、同条第二項中「第百十九条の二第一項第三号」を「第百十九条の三第一項第三号」に改め、同条第四項中「第百十九条の三第三項第三

による。
第十四条 附則第六条の規定により中型免許とみ

の ように改正する。

四号」を「第一百十九条の四第一項第四号」に改め
る。

適用については、新法第八十八条规定第一項第一号中「二十歳」とあるのは「二十歳」と、新法第九十六条规定第二項中「三年」とあるのは「二年」とする。

2
附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定

により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中の大型免許にあつては二十歳（政令で定める者）については、十九歳に」とあるのは、「中型免許」とする。

3 前項に規定する者については、新法第九十六条第三項の規定は、適用しない。

れる旧法大型仮免許を受けている者及び前条の規定による大型免許一千五百二十千円二千五百二十

規定により大型値免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第二項の規定の適用については、同項中「二

第十二条 附則第十条の規定により大型免許「二十一歳」とあるのは、「二十歳」とする。

る運転免許試験に合格した者とみなされる者については、新法第九十条の二の規定にかかる

2 す、なお従前の例による。
附則第十条の規定により中型免許に係る運転

免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通免

3 許を受けようとする者とみなす。
附則第十条の規定により中型第一種免許に係

る運転免許試験に合格した者とみなされる者は、新法第九十条の二の規定の適用については、普通第一種免許を受けようとする者とみなす。

第十三条 附則第七条の規定により大型免許の申

第一部 内閣委員会会議録第七号 平成十六年四月一日

(運転代行業法
場合を含む。)

に改め、

理者等〕を〔第七十四条の三〔安全運転管理者等〕〕に、〔第七十四条の二第六項〕を〔第七十四条の三第六項〕に改め、同条第二項中〔第一百七十九

第十一号の三の項中「第七十四条の二(安全運転管業法」という。)第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条の二

第一項第七号	自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条第一項若しくは第二項、第四十九条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)	第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為
第一項第七号	できる。	できる。ただし、当該違反行為の運転者が行う最高速度違反行為の場合は、この限りでない。

が代行運転自動車又は随伴用自動車
為、駐停車違反行為又は過労運転で
できる。

自動車又は随伴用自動車運転である場合は、このに改め、同項の次に次のように加える。

の二第二項	第七十五条の使用者
当該使用者	(随伴用自動車を除く。)の使用者である自動車運転代行業者
当該車両の使用の本拠の位置	当該自動車運転代行業者
主たる営業所の所在地	

		中「第百十七条の四第五号」を「第百十七条の四第六号」に改め、同表第百十七条の四第六号の規定により読み替えて適用される場合を含む。」
第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」の	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」
第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」の	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」
第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」の	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」
第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」の	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」

第二十五条第一項第一号中「特定道路交通法令」に違反したを、「特定道路交通法」に違反し、若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をしたに改め、同項第二号中「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下この条において「旧運転代行

「第二十一条第一項中「特定道路交通法令」を「特定道路交通法令」に、「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に、「違反した」を「違反し、若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をした」に改める。」

第二十三条第一項中「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を除く。)」。

第十五章 第一項第一号中「特定道路交通法
令に違反した」を「特定道路交通法令に違反
し、若しくは第十九条第一項の規定により読み
替えて適用される道路交通法第七十五条第一項
第七号に掲げる行為をした」に改め、同項第二
号中「、第五十二条の四(同法第七十五条の八第
三項において準用する場合を含む。)」を削る。
(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法
律の一部改正に伴う経過措置)

前^の道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げられた行為が行われた場合(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第六項に規定する代行運転自動車又は同条第七項に規定する随伴用自動車の運転者により行われた場合を除く。)については、前条の規定による改正後の同法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条の二第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)の項中「第八条第三項」の下に、「第五十一条の十三第一項」を加え、「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に改める。

(罰則等に関する経過措置)

第二十三条 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為並びに附則第五条及び第二十一条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合並びに附則第二十一条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第二十四条 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いについては、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十五条 附則第三条から第十四条まで、第二十一条、第二十三条及び前条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

平成十六年四月七日印刷

平成十六年四月八日発行

参議院事務局

印刷者
国立印刷局

E